

山梨県公報

第千九百二十五号

平成二十一年

二月二十三日

月 曜 日

目次

告示

土地改良区の解散の認可……………八九

道路の区域変更……………八九

道路の供用開始……………八九

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………八九

建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者……………九七

公告

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定……………九九

土地改良区役員の退任及び就任……………一〇〇

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………一〇〇

告示

山梨県告示第四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、平成二十一年二月十三日武川村土地改良区の解散を認可した。

平成二十一年二月二十三日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十一年三月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月二十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北都留郡丹波山村字大常木一四四六番の五地先から 北都留郡丹波山村字大常木一四四六番の五地先まで	一四・〇〇 三七・一	九・六〇 五〇・七	(メートル)	六九七・〇
	一四・〇〇 三七・一	九・六〇 五〇・七		

山梨県告示第四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十一年三月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月二十三日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府山梨線	山梨市北字ナベブタ二〇二八番地先から 山梨市北字下コブケ二二四四番地先まで	四四〇・〇	平成二十一年二月二十三日

山梨県告示第五十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

道の3 2	道の3 1	道の2	道	樋田	樋田	瀬戸の2	瀬戸	瀬戸	瀬戸日影 2	瀬戸日影 1	瀬戸の3	廻沢	湯町の2	島 2	島 1	湯町 3	湯町 2	湯町 1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

大炊平の1	岩欠の2 2	岩欠の2 1	所沢	岩欠 2	岩欠 1	和名場 2	和名場 1	やまめの里	釜額の2	釜額	中之倉の2 3	中之倉の2 2	中之倉の2 1・4	中之倉の1	道の4	道の3 4	道の3 3
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

上田原 の4	上田原 の3	上田原	神名	釜額	中之倉 の3 2	中之倉 の3 1	中屋敷 の2	中屋敷	中之倉 の2	中之倉	大炊平	上田原 の2 2・ 2	上田原 の2 1	上田原 2	上田原 1	上田原 の2	上田原
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

上の山沢	湯の沢	廻沢川	カレノ沢	蔵小根沢	切房木沢の2	上沢	おんだし沢	鍋倉川2	中尾沢川	三沢川 4	三沢川 3	三沢川 2	三沢川 1	芝山沢 3	芝山沢 2	芝山沢 1	仏僧沢	八王子沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

上田原沢	入の沢	大沢の3 2	大沢の3 1	西沢	大沢 2	大沢 1	大沢の2	からす沢の2	からす沢	古関沢 2	古関沢 1	木喰沢 2	木喰沢 1	中沢	宮の沢	宇野沢	極無沢	見の木沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

雨ヶ岳沢 1	灯川	常葉川	杉山沢	横矢沢	神名沢	岩欠沢	釜沢川 2	釜沢川 1	小屋沢	釜額川	釜額沢	小沢川	宮の沢川	中ノ倉沢	東入沢	大津賀沢 3	大津賀沢 2	大津賀沢 1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

身延町							市町村名								
古関 2	古関 1	上平・古関	向川	田ノ上 2	田ノ上 1	屋敷	土砂災害特別警戒区域の名称	中之倉沢	川尻沢の3	川尻沢の2	川尻沢の1	牛首沢	三ツ沢沢	川尻沢	雨ヶ岳沢 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり (図面省略)							土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項								

上切房木	切房木 2	切房木 1	峯山	上小磯 の2	上小磯 2	上小磯 1	上小磯 の3	仏僧	八王子 の3	八王子 の2	八王子 2	八王子 1	小磯	馬場平	宮の平	古関 の2 2	古関 の2 1	中ノ沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

瀬戸の2	瀬戸	瀬戸	瀬戸日影 2	瀬戸日影 1	瀬戸の3	廻沢	湯町の2	島 2	島 1	湯町 3	湯町 2	湯町 1	大村	横道 2	横道 1	島	切房木の2	上切房木
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

岩欠 1	和名場 2	和名場 1	やまめの里	釜額の2	釜額	中之倉の2 3	中之倉の2 2	中之倉の4	中之倉の2 1	中之倉の1	道の4	道の3 4	道の3 3	道の3 2	道の2	道	樋田	樋田
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

中之倉 の3 2	中之倉 の3 1	中屋敷 の2	中屋敷	中之倉 の2	中之倉	大炊平	上田原 の2 2・	上田原 の2 1	上田原 2	上田原 1	上田原 の2	上田原	大炊平 の1	岩欠 の2 2	岩欠 の2 1	所沢	岩欠 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

からす沢	木喰沢 2	木喰沢 1	宇野沢	湯の沢	カレノ沢	切房木沢 の2	三沢川 4	三沢川 2	三沢川 1	芝山沢 3	芝山沢 2	芝山沢 1	八王子沢	上田原 の4	上田原 の3	上田原	神明	釜額
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

横矢沢	神名沢	岩欠沢	釜沢川 2	釜沢川 1	小屋沢	釜額沢	小沢川	宮の沢川	中之倉沢	東入沢	大津賀沢 3	大津賀沢 2	大津賀沢 1	上田原沢	入の沢	大沢の3 2	大沢の3 1	からす沢の2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

中ノ倉沢	川尻沢の3	川尻沢の2	川尻沢の1	牛首沢	三ツ沢沢	川尻沢	雨ヶ岳沢 1	灯川	常葉川	杉山沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

山梨県告示第五十一号

建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のように定める。

平成二十一年二月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条第三号の規定により、同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者は、次のとおりとする。

- 一 次の表の学校の欄に掲げる学校において、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第十四条第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

学 校	科 目	経験年数
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は高等専門学校	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号（以下「七百四十三号告示」という。）の第一に規定する科目（七百四十三号告示第一各号中「四十単位」とあるのは、「二十単位」と読み替えるものとする。）	一年
防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）に基づく防衛大学校、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づく職業能力開発総合大学校、職業能力開発短期大学校又は職業能力開発短期大学校	七百四十三号告示の第一に規定する科目 七百四十三号告示の第一に規定する科目（七百四十三号告示第一各号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。）	零年 一年
学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号（以下「七百四十四号告示」という。）の第一に規定する科目（七百四十四号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。）	四年

備考 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）にあっては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の規定の例によるものとし、同法に基づく短期大学にあっては短期大学設置基準

（昭和五十年文部省令第二十一号）の規定の例によるものとし、同法に基づく高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法に基づく防衛大学校又は職業能力開発促進法に基づく職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発短期大学校にあっては職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）の規定の例によるものとする。

二 次表の学校の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法に基づく専修学校又は各種学校において、修業年限が同表の修業年限に掲げる年数以上で、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業年限	科 目	経験年数
学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基づく中等学校	二年	七百四十三号告示の第一に規定する科目 七百四十三号告示の第一に規定する科目（七百四十三号告示第一各号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。）	零年 一年
学校教育法に基づく中学校	二年	七百四十三号告示の第一に規定する科目（七百四十三号告示第一各号中「四十単位」とあるのは、「二十単位」と読み替えるものとする。）	二年
学校教育法に基づく小学校	一年	七百四十四号告示の第一に規定する科目	三年
学校教育法に基づく幼稚園	二年	七百四十四号告示の第一に規定する科目（七百四十四号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。）	四年

一年	七百四十四号告示の第一に規定する科目（七百四十四号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。）	五年
----	--	----

備考 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法に基づく専修学校にあつては専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の規定の例によるものとし、学校教育法に基づく各種学校にあつては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行つものとする。

三 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業年限	科 目	経験年数
学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校	二年	七百四十三号告示の第一に規定する科目（七百四十三号告示第一各号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。）	一年
	二年	七百四十三号告示の第一に規定する科目（七百四十三号告示第一各号中「四十単位」とあるのは、「二十単位」と読み替えるものとする。）	二年
	一年	七百四十四号告示の第一に規定する科目	三年
	二年	七百四十四号告示の第一に規定する科目	三年
	二年	七百四十四号告示の第一に規定する科目（七百四十四号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と	四年

一年	七百四十四号告示の第一に規定する科目（七百四十四号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。）	五年
----	--	----

備考 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行つものとする。

四 建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十七条の十八に規定する建築設備士

五 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に昭和二十六年山梨県告示第二百九十七号（以下「旧告示」という。）第一号若しくは第二号に掲げる検定に合格し、又は旧告示第三号から第七号までに掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験年数がこれらの検定又は課程の種類に応じてそれぞれ旧告示第一号から第七号までに定める年数に満たない者で施行日以後に施行日前の建築に関する実務の経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ旧告示第一号から第七号までに定める年数以上有することとなるもの

六 施行日前から引き続き旧告示第四号から第七号までに掲げる課程に在学する者で施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ旧告示第四号から第七号までに定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの

七 前各号に掲げる者のほか知事が建築士法第十五条第一号及び第二号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

附 則

（施行期日等）

- この告示は、公布の日から施行し、第一号から第四号まで及び第七号の規定は、平成二十年十一月二十八日から適用する。
- 二級建築士試験の受験資格（昭和二十六年山梨県告示第二百九十七号）は、廃止する。

公 告

● 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定

崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北杜市須玉町若神子四千十番地 株式会社出雲 代表取締役 丸茂 孝司

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番